

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北上市

2. 構造改革特別区域の名称

きたかみシードル・ワイン特区

3. 構造改革特別区域の範囲

北上市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 沿革

北上市は北上平野のほぼ中央に位置しています。北上川と和賀川が合流する肥よくな土地に美しい田園地帯が広がり、西に奥羽、東に北上山系の美しい山々が連なる豊かな自然に恵まれています。古くから交通の要衝として栄え、国道4号、JR東北本線の南北幹線と、国道107号、JR北上線の東西幹線が交差して旧来の市の骨格はつくられました。東北縦貫自動車道、東北新幹線などの高速交通体系も整備され、平成9年度には東北横断自動車道秋田線の全線が開通。東北の十字路として交通の利便性はますます高まりました。現在の北上市は、旧北上市、和賀町、江釣子村の3市町村合併により平成3年4月1日に誕生しました。人口は順調に増加し、平成9年末には9万人に到達し、農業出荷額・工業出荷額ともに県下有数の集積をもつ、活気ある都市として注目を集めています。

(2) 地理的条件

北上市は、岩手県の南西部、北上盆地の中ほどに位置し、東西38km、南北34kmで総面積437.55km²の市域を有しています。東部には北上高地、西部には奥羽山脈が連なり、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となっているなど、緑豊かな自然に囲まれています。

両山地の中間に広がる平野部では、市域を南流する北上川に、秋田県境付近から東に流れる和賀川が合流し、優良な農地と豊かな水資源に恵まれ、農業がかねてから主要な産業となってきました。昭和初期以降は、工業振

興に力を入れ、農工併進で工業団地整備と企業誘致に積極的に取り組み、現在では東北有数の工業都市として発展しています。

標高は、平野部で約50～200m、東部の丘陵地では約200～400m、西部の丘陵地では約290～1300mとなっています。

気候は、東日本の太平洋側の気候区に属していますが、奥州山系と北上山系に挟まれているため、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性の気候の特性となっております。また、日本海側の気候の影響を受けやすく、冬季は積雪量も比較的多い地域となっています。

(3) 人口

北上市の人口は平成3年の3市町村合併後、社会増（転入）を主要因として順調に増加し、平成20(2008)年には94,911人となりましたが、その後、減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、当市の人口は今後徐々に減少していくことが予想されています。

(4) 産業

平成27(2015)年国勢調査では、北上市に住む15歳以上の就業者数は47,239人、そのうち市内で働く就業者は37,348人で、約79%が市内で働いています。第1次産業が6.6%、第2次産業が36.1%、第3次産業が55.6%と製造業を中心とした第2次産業の割合が多い構成となっています。

<農業>

北上市は、北上川や和賀川の豊富な水資源と広大で肥沃な農地を活かしながら、古くから農業の盛んな地域として歩んできました。りんごにおいては、市内で栽培される果樹で最も面積が大きく、また経営体数も最も多い果樹となっています。また、ぶどうにおいては、他の果樹全ての経営体が減少傾向にある中、2015年から2020年にかけて2倍となるなど、ぶどうのみ増加傾向にあります。

北上市における土地利用の状況は、総面積437.55㎢のうち、平成30年度時点で田が約8,500ha、畑が約1,200ha、樹園地が約140haとなっています。平成30年農業産出額（推計）は114億1千万円で、内訳は、米が58億2千万円で全体の51.0%、野菜15億9千万円（13.9%）、果実3億3千万円（2.9%）、花き1億3千万円（1.1%）、畜産については肉用牛6億6千万円（5.8%）、豚21億8千万円（19.1%）などとなっています。

<工業>

北上市では、人口流出の防止と定住人口増加のため、企業誘致による工業振興をまちづくりの柱に据え、各種施策を集中してきました。当市独自の工業団地整備と企業立地課の設置による積極的な誘致活動の展開を進めるとともに、昭和50年代には、東北自動車道や東北新幹線の開通により、交通の利便性が増し、誘致企業の立地件数も加速しました。誘致企業の立地増加にあわせて、大型小売店の進出や再開発ビルの建設による商業振興が図られるほか、北上総合運動公園やさくらホール等の公共施設も整備されるなど、都市環境の充実も図られてきています。

<観光>

観光地としても見どころが多く、令和3年に開園100周年を迎えた桜の名所「展勝地」、同じく令和3年に第60回を迎えた北上・みちのく芸能まつりをはじめ、県内最大級の夏油スキー場のほか、アウトドア施設やサイクリングロードも充実し、年間を通して全国各地から観光客が訪れます。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

当市では、農家の担い手確保が課題となっており、課題解消のために、親元就農を含めた新規就農者の育成・確保や農家の経営支援等に取り組んでいます。農村部において、担い手の不足は、耕作放棄地や遊休地の発生に直結し、景観はもちろん、治水、治安の維持の面からも重要な課題であると言えます。

市内全域において、冷涼な気候と十分な日光、豊かな大地を活かしたりんごの生産が行われており、市内で生産される果樹の中でりんごは最も面積が大きく、県内でも有数の生産地となっています。生食用として出荷できない分について、これまでジュースとして販売を行い、収益につなげていますが、本特例措置の活用により、ジュースから収益性が高いシードルへの転換が可能となります。また、市の東部では、盆地性気候により夏と冬の寒暖差を活かしぶどうの栽培が行われており、市内の担い手が減少する中、ぶどうは経営体が増加傾向にある作物です。本特例措置の活用により、ワインの醸造が可能となり、ブランドが確立されることで、原料供給に関わる担い手の確保・増加することに繋がります。

規制の本特例措置を講じることは、担い手の高所得化や農産物の高付加価値化を図ることに繋がり、農業の持つ十分な収益性がないイメージを払

拭し、担い手不足の解消や新規就農にも寄与することが期待できます。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより、地域の農家が生産するりんごやぶどうを原料とした酒類の製造が可能となり、「北上シードル」や「北上ワイン」といった新たなブランドとして、農産物の高付加価値化による市内経済の循環はもちろん、果樹圃場の整備による景観が地域の魅力をさらに引き上げることが期待できます。

また、ワイナリーを計画している区域が、日本でも有数の桜の名所である展勝地に近いことから、ワイナリーと観光のイメージを組み合わせることで、当市の新たな観光コンテンツとすることが可能となります。これまで花見シーズンでの集客が主だった地域に通年で観光客が訪れるきっかけとなり、農産物のブランド化をきっかけに、観光客の増加が見込まれることが大きな意義と言えます。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、事業者は地域の農家が生産するりんごやぶどうを原料とした酒類の製造が可能となり、市内で製造するシードル・ワインを宿泊施設やレストラン、居酒屋のほか、土産店等、幅広い販売ルートを経て、新たなブランドを確立することが可能となります。

また、農産物の高付加価値化による市内経済の循環はもちろん、果樹圃場の整備による景観が地域の魅力をさらに引き上げることが期待できます。ワイナリーを計画している区域が、市内有数の観光名所である展勝地に近いことから、ワイナリーと観光のイメージを組み合わせることで、当市の新たな観光コンテンツとすることが可能となり、新規就農者と新たな観光資源の創出を目標とします。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

シードル・ワインの原料となるりんごの生産拡大のほか、市内東部において丘陵地帯を活用したぶどうの生産が活発になることが期待できます。

高付加価値により収益性を高めることで、新規就農者や跡継ぎにより、農業に取り組む人材を確保し、農地や景観の維持が可能となり、地域活動

が維持されます。

○目標指数

新規就農者の増加（累計）

項目	令和3年度	令和7年度
新規就農者数	7人	20人

特例措置を活用した酒類の製造

項目	令和4年度	令和7年度
特産類製造事業者数	1件	1件
特産酒類製造量	2 kℓ	3.5 kℓ

(2) 観光振興

シードル・ワインの産地と、桜の名所である展勝地が隣接していることで、観光地としての知名度に、シードル・ワインの産地としての魅力が加わるため、観光客の増加が期待できます。

○目標指数

観光客の増加

項目	令和3年度	令和7年度
年間観光客数	894千人	2,380千人

8. 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業

別紙 1

1. 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

北上市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6k1）が2k1に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地域において新たなワイナリーにより、地域の特産物として指定された農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令

で定めるものに限る。)を原料としたシードル・ワインの醸造が行われ、周辺の農業者の所得向上や新規就農者の増加、新たな地域ブランドの開発が促進される。また、農業に止まらず、飲食業や観光業にも、好影響を与え、産業や地域活性化により、農村の維持にも繋がっていくこととなる。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。